

鎌倉市監査委員公表第2号

監査指摘事項措置結果の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成24年8月8日

鎌倉市監査委員 井上 基
同 中村 聡一郎

指摘事項措置結果通知書

市民活動部 観光商工課
(観光担当)

| 指摘事項 (平成23年度) | 措置結果 |
|---|---|
| <p>(指摘事項の内容)</p> <p>鎌倉市観光ネットワーク構築及び着地型観光商品開発等事業委託については、その事業の特殊性から公募型プロポーザル方式による随意契約が行われているところ、本事業委託は、公告及び募集開始日は、4月20日(水)、募集締切日は、4月25日(月)と短期間であり、プロポーザル方式に期待する企画提案に十分な期間を設定しているとは言い難く、適切さを欠いていた。また、質問受付についても、質問受付期間は、4月20日(水)から同月22日(金)、質問回答日は、同月25日(月)と設定し、質問回答日が、募集締切日であることから期間設定に適切さを欠いていた。</p> <p>地方公共団体の契約事務については公正性、透明性、機会の均等性等が求められていることから、プロポーザル方式を行うに当たっては、企画提案のための十分な期間を設定することが必要であり、今後、適切に対応されたい。</p> | <p>(措置結果の内容)</p> <p>今後、同種のプロポーザルを実施する場合には、募集期間について適切に対応を図ります。</p> <p>なお、標準的な募集期間の設定について、契約事務を所管する総務部に基準の設定を依頼したところ、総務部契約検査課が平成24年3月30日付けで、「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関する事務フロー」を定め、募集期間は概ね2週間以上とするよう、庁内に基準を周知しました。</p> |

指摘事項措置結果通知書

市民活動部 観光商工課
(商工担当)

| 指摘事項 (平成23年度) | 措置結果 |
|---|--|
| <p>(指摘事項の内容)</p> <p>鎌倉市中小企業信用保証料補助金については、鎌倉市中小企業信用保証料補助要綱第3条に規定する神奈川県中小企業融資制度による融資に対する信用保証料補助の限度額の50,000円を超えて67,300円の補助をしていたものが1件あった。</p> <p>適切に対処されたい。</p> | <p>(措置結果の内容)</p> <p>中小企業信用保証料補助金の受領者に対して過誤の内容について説明し、返納の依頼を行い、平成24年1月25日に当該受領者から過払いとなった額(17,300円)が納付され、戻入しました。</p> |